

China Tax Monthly

(KPMG中国税務月報)

2021 年 6 月

海南自由貿易港の優遇政策適用に関する実質的な運営の認定要件について

中国国務院が 2020 年 6 月に「海南自由貿易港建設全体案」を公表した後、財政部及び税務総局は同案の徹底実施を促進するために、共同で 2020 年 6 月 23 日付にて「海南自由貿易港企業所得税優遇政策に関する通達」（財税〔2020〕31 号、以下「31 号文」）を公布した。次いで海南省税務局が 7 月 31 日付で「海南自由貿易港企業所得税優遇政策の関連問題に関する国家税務総局海南省税務局の公告」（国家税務総局海南省税務局公告 2020 年第 4 号、以下「4 号文」）を公布した。

上記公告は、自由貿易港に登録し実質的に運営している奨励類産業企業に対して、15%の軽減税率で企業所得税を徴収するなどの優遇政策を明確にした。また、実質的な管理機構が海南省にあり、当該機構が生産経営、人員、財務、財産などの全面的な管理と支配を実施するという要項も定めた（「管理」と「支配」の定義については、次ページの表参照）。ただし、「全面的な管理と支配」に関する判断基準は既存の税法規定上、明確にされていないため、企業が戦略ポジショニングなどをする際の不確定要因として注視されてきた。

そこで企業の要望を受け、関連優遇政策を効果的に実施するため、国家税務総局海南省税務局、海南省財政庁及び海南省市場监督管理局（以下「海南省 3 部門」）は共同で 2021 年 3 月 5 日付「海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する公告」（国家税務総局海南省税務局公告 2021 年第 1 号、以下「1 号文」）を印刷・配布した。

同公告は、実質的な運営に係る 4 つの要素及び異なる適用対象に対する具体的な要件を明確にし、海南自由貿易港の奨励類産業企業所得税優遇政策の徹底実施及び税務リスク回避に確実な保障を提供の上、タックス・ベネフィットの享受を積極的に推進するものである。

また、中国では初めて税法規定上、「実質的な運営に係る判断のガイドライン及び規制要件」が明確となり、今後公表される政策、及び地域優遇への適用の際にも参考とされる点で意味がある。

注目ポイント

1. 以下の居住者、非居住者企業に対する具体的な要件

自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する異なる適用対象について、1 号文の第 1 条から第 4 条では、それぞれの実質的な運営に係る具体的な要件を明確にした。

企業類型	モデル	実質的な運営に係る具体的な要件
居住者企業	ケース 1 : - 自由貿易港で登録した - 自由貿易港以外で支社を設立していない	企業の生産経営、人員、財務、資産という 4 つの要素が全て自由貿易港にある
	ケース 2 : - 自由貿易港で登録した - 自由貿易港以外で支社を設立した	企業が各支社の生産経営、人員、財務、資産などに対して実質的な全面管理及び支配を行っている
	ケース 3 : - 自由貿易港以外で登録した - 自由貿易港で支社を設立した	支社がその生産経営機能に見合った営業収益、従業員報酬及び資産総額を有している

企業類型	モデル	実質的な運営に係る具体的な要件
非居住者企業	ケース 4 : ▪ 自由貿易港で機構・拠点を設立した	機構・拠点がその生産経営機能に見合った営業収益、従業員報酬及び資産総額を有している

2. 実質的な運営に係る 4 つの要素

自由貿易港で登録し、かつ自由貿易港以外で支社を設立せず、海南自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する居住者企業（ケース 1）について、1 号文の公式解釈では 4 つの要素の具体的な内容をさらに明確にした。4 つの要素のキーポイントを下表のとおり整理した。また、香港税務局の実務における一般的な理解及び潜在的な問題もまとめた。

4 つの要素	1 号文のキーポイント	香港税務局の実務における一般的な理解	その他の潜在的な問題
生産経営	1) 自由貿易港で固定生産経営拠点を有する 2) 自由貿易港で主な生産経営拠点を有するか、または実質的な全面管理及び支配を行う機構が自由貿易港に所在する	「管理」とは、会社の日常業務運営の管理、会社の経営陣による意思決定などを指す 「支配」とは、事業方針の決定、戦略的方針の策定、事業の資金調達を選択及び業績の評価など、事業全体に対するハイレベルな支配を指す	・大手企業グループがシェアードサービスセンターを利用してグループ企業に財務、人的資源、法務などの管理サービスを提供し、グループ企業にサービス費用を請求する場合、「生産経営上のニーズに対応できる従業員が自由貿易港で勤務する」要件を満たしているか？
人員	1) 経営上のニーズに対応できる従業員が自由貿易港で勤務している 2) 自由貿易港企業と 1 年以上の労働契約または協議を締結している	関連活動が行われる場所に重点を置いて考慮する。通常、シェアードサービスセンターが香港で優遇政策申請者に提供するサービスを考慮する	・大手企業グループが、財務処理の一括管理及び証憑書類のデジタルデータ化に取り組む場合、「自由貿易港に保存する」要件を如何に適用できるか？
財務	1) 会計伝票や書類を自由貿易港に保存している 2) 主な銀行決済用口座を自由貿易港で開設した	関連活動が行われる場所に重点を置いて考慮する。通常、会計処理及び銀行業務の関連準備と処理活動が香港で行われるかどうかを考慮する	・自由貿易港にある企業が自由貿易港における的確な仲介業者に関連サービスの提供を依頼する場合、要件を満たしているか？
資産	1) 生産経営に見合った実際に使用されている資産が自由貿易港にある 2) 自由貿易港企業が当該資産の所有権または使用权を保有している	通常、資産が事業に見合うかどうか、関連管理活動（資産の担保、買収、処分などの活動）が香港で行われるかどうかを考慮する	

3. 合算納税及び企業所得税の合算納付に係る要件

自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する企業（ケース 2、3、4）の場合、1 号文の第 5 条と第 6 条では、課税所得額と税額の計算方法及び分担納付などの問題を明確にした。

具体的なケース	法的根拠	政策の要点
ケース 2	「『地域を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理弁法』の印刷配布に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2012 年第 57 号）	本部及び各支社の課税所得額及び税額を正確に計算し、規定どおりに企業所得税を納付しなければならない
ケース 3		

具体的な ケース	法的根拠	政策の要点
ケース 4	「海南自由貿易港企業所得稅優遇政策に係る問題に関する国家稅務總局海南省稅務局的公告」（国家稅務總局海南省稅務局公告 2020 年第 4 号）	課稅所得額及び稅額を正確に計算し、規定どおりに企業所得稅を納付しなければならない

4. 自由貿易港企業所得稅優遇政策の享受に係るその他の要件

自由貿易港企業所得稅優遇政策を享受する企業に関して、1 号文の第 7 条から第 9 条ではその他の関連要件を明確にした。

1. 審査に備えた資料の保存：優遇政策の享受にあたり、関連資料は 4 号文の規定に従い保存して審査に備える
2. 徴収方法の限定：帳簿検査徴収方式を適用する企業に限定される
3. 公告の施行期間：2020 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで、31 号文と一致する

我々は、海南自由貿易港に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供して参ります。

（MUFG BK 中国月報 2021 年 6 月号に掲載）

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

稅務パートナー

徐 潔

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel：+86-21-2212-3678

E-mail：jie.xu@kpmg.com